

「なりわい再建支援補助金」第9次募集の受付を開始します

県では、令和6年能登半島地震で被災された中小企業等の早期の事業再建に向けて、被災した施設・設備の復旧に要する経費を支援する「なりわい再建支援補助金」の第9次募集の受付を3月2日（月）から開始します。

1 交付申請手続き**(1) 申請受付期間**

令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）必着

(2) 申請書類

下記県ホームページから様式をダウンロード

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html>

(3) 提出方法（問い合わせ先）

郵送で、「新潟県なりわい再建支援補助金事務局」あてに提出

【新潟県なりわい再建支援補助金事務局】

〒950-0134 新潟市江南区曙町 3-2-20 第一曙ビル 2F

TEL：025-288-6035 ※受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

2 事前着手について

なりわい再建支援補助金では、交付決定よりも前に着手した工事を特例的に補助対象と認める「事前着手制度」を適用しているところですが、今回募集での申請をもって、事前着手制度の適用を終了します。

※ 今回の申請に間に合わない方は、令和8年3月31日までに申出書等の提出をすることで、事前着手が認められる場合があります。該当される方は早期の相談をお願いします。

＜なりわい再建支援補助金の概要＞ ※第8次募集から変更なし

補助対象者	中小・小規模事業者 ※中小企業支援法第2条第1項に規定する者等 中堅企業 ※資本金又は出資金が10億円未満の事業者
補助対象経費	資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費
補助率	中小・小規模事業者：3/4、中堅企業：1/2
補助上限	3億円

＜本件についてのお問い合わせ先＞

地域産業振興課 小規模企業支援班

（担当）木内、早川

（直通）025-280-5235（内線）2760

第9次募集 [新潟県なりわい再建支援補助金]

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業等を対象に、被災した施設・設備の復旧に要する費用を補助します。

なりわい再建支援補助金では、交付決定よりも前に着手した工事を特例的に補助対象と認める「事前着手制度」を適用しているところですが、今回募集での申請をもって、事前着手制度の適用を終了します。

今年度末の申請に間に合わない方は、今年度末までに申出書等の提出をすることで、事前着手が認められる場合があります。該当される方は早期の相談をお願いします。

【制度概要】

第8次募集と制度内容は同じ

補助対象者	令和6年能登半島地震の被害を受けた、新潟県内に事業所を有する 中小企業・小規模事業者 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者） ※市町村が発行する被災証明・罹災証明等が必要 ※個人事業主の方も対象
補助対象経費	資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費 ※施設の建替えは、原則、全壊又は大規模半壊判定が必要 ※ただし、修繕費用よりも建替費用が安価な場合は建替が可能 ※災害発生以降、公募開始前までに着手した経費も補助の対象（今回募集で終了となります。）
補助率	中小企業・小規模事業者 3 / 4 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者） 1 / 2
補助上限額	3億円 ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合、1億円まで定額補助
申請受付期間	第9次募集 令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）必着 ※既に復旧工事に着手されている方は、早めの申請をお願いします。 ※先着順で採択されるものではありません。
提出方法	郵送にてご提出ください。 ※補助事業の詳細について、県ホームページの「4. 交付要綱等」に掲載していますので、事前にご確認のうえ、申請をお願いします。 【提出先】 〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F 「新潟県なりわい再建支援補助金事務局」宛て ※ご質問等は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
申請書類の入手方法	新潟県ホームページの「5. 申請様式」からダウンロード https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html



新潟県ホームページ

お問い合わせ先

新潟県なりわい再建支援補助金事務局

TEL : 025-288-6035

【受付時間】9:00～17:00（土日祝日を除く）

〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F